

会員資格規則

公益社団法人 愛知建築士会

(目的)

第1条 本会の会員の資格並びに入退会に関する事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに定款に定めるもののほか、この規則の定めによる。

(会員の種別)

第2条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 終身正会員
- (3) 準会員
- (4) 賛助会員

(会員の資格)

第3条 本会の会員は愛知県内に居住し、又は勤務するものとし、会員の資格は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、建築士法第5条により免許を受けた建築士とし、本会の目的に賛同し、定款及び倫理規則等を遵守する者とする。正会員のうち、定款細則第3条の3第2項の規定による正会員(終身正会員は除く)と同居する親族及び同条第3項の規定による正会員(終身正会員は除く)が所属する会社・事務所に属する年齢が40歳未満の建築士をファミリー会員と称する。
- (2) 終身正会員は、正会員のうち、本会对し特に功績のあった者で、下記のすべての資格を有する者のうちから選び、総会の承認を要するものとする。
 - 1) 本会のために、特に多大な貢献をした者
 - 2) 正会員としての期間が40年を超える者
 - 3) 年齢が70才を超える者
- (3) 準会員は、将来建築士になろうとする者で、本会の目的に賛同し、定款、倫理規則等を遵守する者とする。準会員のうち、定款細則第3条の2第2項の規定による学籍を有する者を特別準会員と称する。
- (4) 賛助会員は、個人又は団体で本会の目的に賛同し、定款、倫理規則等を遵守し、本会の事業を賛助するものとする。賛助会員のうち、定款細則第3条の4第2項の規定による建築士を有しない個人を一般会員と称する。

(入会)

第4条 本会の会員になろうとするものの入会の手続については、次のとおりとし、運営会議の承認を得なければならない。

- (1) 正会員になろうとする者は、1年以上正会員である者の紹介を得て、所定の方法で事務局に申込みこととする。正会員は、その居住又は勤務先の地域内の支部に属するものとし、会員からこれと異なる申出があるときはこれに従う。
- (2) 準会員又は賛助会員になろうとするものは、1年以上正会員である者の紹介を得て、所定の方法で事務局に申込みこととする。
- (3) 会員の資格は、所定の入会金及び会費の納入により発生する。ただし、終身正会員、特別

準会員についてはこの限りでない。

(4) 第1号の規定は、定款細則第4条第4項に該当する者の入会手続に準用するものとする。

2 運営会議は、入会の可否を決定し、申込者に通知するとともに理事会に報告するものとする。

(会員種別の変更)

第5条 準会員であって、建築士試験に合格を経て建築士の登録した者は、速やかに、準会員から正会員に資格変更の手続をとるものとする。ただし、特別準会員についてはこの限りでない。

2 前項含め、会員種別の変更の必要がある者は、速やかに資格変更の手続をとり、変更種別の会員となるものとし、当該年度の次の年度から、変更種別の会員の会費を支払うものとする。

(一時休会員)

第6条 正会員は、病気、その他やむを得ざる理由が長期間になることにより会費の納入が困難な場合には、運営会議の承認を経て理事会に報告し、次の各号により一時休会とすることができる。

(1) 休会の期間は1年とする。ただし、必要に応じ休会の期間を、3年を限度として更新できるものとする。

(2) 休会中は、定款第12条の会員の権利は停止される。

(3) 休会中は、第3条第1項第2号2の正会員としての年数に、定款細則第12条の会員経過年数に算入しないものとする。

(4) 休会中は、会費の納入は免除される。

(5) 休会を希望する者は、所定の届を所属する支部を経由して提出する。

2 前項により休会した者は、いつでも復会できるものとし、その手続は前項第5号に準ずるものとする。

3 前2項の規定は、準会員の一時休会に準用する。

(退会)

第7条 会員が退会しようとする場合は、次の各号による。

(1) 所定の退会届を、所属する支部長を経由して提出し、運営会議の承認を経て理事会に報告する。

(2) 会員が会費滞納の場合は、その会費が完納されるまで受理しないものとする。

(再入会)

第8条 会員が再入会しようとする場合は、次の各号による。

(1) 前条による退会者が、再入会するには、入会金の納入を要しないものとする。

(2) 定款第14条第1項第6号の会費滞納により会員資格を喪失した者の再入会については、会員資格を喪失時の滞納会費、入会金及び再入会時の年度会費の納入を条件とし、本人の申込により再入会を認めるものとする。

(3) 定款第14条第1項第4号、第5号により会員資格を喪失した者の再入会については、賞罰規則の定めによるものとする。

(異動)

第9条 会員は、その勤務先、会員種別、居住地等に変更があった場合、所定の書式により異動届を所属支部に提出しなければならない。ただし、所属する支部の変更は、本人の申出によるものとする。

(規則の改廃)

第10条 この規則の設定、変更及び改廃は理事会の決議により行い、総会の議決を要する事項につい

ては総会の承認を得るものとする。

附則

(施行期日)

この規則は、理事会において議決された日より施行する。

平成 23 年 12 月 9 日 理事会制定

令和 3 年 5 月 14 日 理事会改正

令和 5 年 6 月 15 日 理事会改正